

お知らせ（器）013

平成27年11月20日

特定器材マスターの改定について

電子レセプトに記録された、使用頻度の高い特定器材等について、下記のとおり特定器材コードの設定と名称の変更を行いましたのでお知らせします。

なお、本改定に伴い「777770000:(その他の特定器材)」に「経過措置年月日」を設定しておりますのでご留意願います。

記

1 新規特定器材コードの設定（変更区分「3」: 3コード）

特定器材コード	特定器材名	単位コード	単位名称	金額種別	金額
770090000	検査等で使用したガスの費用	37	L	2	0.00
770100000	現像料	2	回	2	0.00
770110000	送料	2	回	2	0.00

2 特定器材名称の変更（変更区分「5」: 2コード）

特定器材コード	特定器材名	
	変更後	変更前
700600000	眼科学的検査用フィルム	眼底カメラ検査用フィルム
729780000	眼科学的検査用インスタントフィルム	眼底カメラ検査用インスタントフィルム

3 経過措置年月日の設定（変更区分「5」: 1コード）

特定器材コード	特定器材名	経過措置年月日	
		変更後	変更前
777770000	(その他の特定器材)	20170331	00000000

4 コードの適用年月日

上記1、2及び3の特定器材コードの適用年月日は「平成27年12月1日」となります。

5 マスターファイル仕様説明書の読み替え

上記2の変更に伴い、マスターファイル仕様説明書に『眼底カメラ検査用インスタントフィルム』と記述した箇所は、『眼科学的検査用インスタントフィルム』に読み替えてご使用願います。

なお、記述の該当箇所は次のとおりとなります。

1 マスターファイル体系

特殊な使用方法を行っているものとして、次に示すものがある。

(P 2)

項番	特殊な使用方法のコード	
	変更後	変更前
1 6	眼科学的検査用インスタントフィルム	眼底カメラ検査用インスタントフィルム

2 マスターのレコード情報表記仕様

特定器材マスター (P 1 5)

項番	項目名	内容	
		変更後	変更前
2 4	上限点数	当該特定器材 (<u>眼科学的検査用インスタントフィルム</u>) が算定可能な上限点数を表す。上限点数の設定されない場合は「0」である。	当該特定器材 (<u>眼底カメラ検査用インスタントフィルム</u>) が算定可能な上限点数を表す。上限点数の設定されない場合は「0」である。